

発行: 柏市農業委員会 〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号 ☎(04)7167-1549

● 農地の転用・売買・貸し借りを考えているみなさまへ

● 農業者年金加入のご案内

● 令和8年度最適化活動の目標

● 「ちばエコ農産物」の認証について

次の世代の挑戦を
あたたかく見守る

柏地区 谷田貝 和代さん

柏駅にほど近い住宅街の一角。都市化が進む柏地区にありながら、谷田貝さん一家は親子四代にわたり、この土地の農地を守り続けてきました。

「嫁いできたのは四十年以上前。夫と義父母と一緒に、かぶを作って市場に出荷してきました」

かぶ一筋で営農してきた谷田貝さん一家。しかし、ここ二、三年ほどで経営方針を大きく転換したといいます。きっかけは息子さんの就農でした。

「かぶだけではなく、いろいろな作物を少しずつ育てて、直売することにした」

夏場に品質が落ちやすいかぶに代わり、えだまめやきゅうりなどの夏野菜の栽培にも挑戦。新たな試みを次々と始めています。

「息子が楽しそうだね。土壌を調べたり、肥料を工夫したりしているんだ」

その熱意に背中を押されるように、谷田貝さん夫妻も息子さんを支えているそうです。

谷田貝さんは、柏市初の女性農業委員であり、現在六期目を務め、柏市の農業発展に大きく寄与しています。

「農業委員になってから、柏市の農業を俯瞰して見られるようになりました。最近では若い人も増えてきました。若い方々には、ぜひ頑張ってもらいたいですね」

地域農業の未来を担う若い世代を、温かく見守る谷田貝さんでした。

息子の就農で広がる
新たな挑戦

令和8年度 農業委員会総会等の日程(予定)

	申請締切日	調査会日程		総会日程
		現地調査	面接調査	
令和8年	9月18日(金)	10月 5日(月)	10月 6日(火)	10月 9日(金)
令和8年	10月20日(火)	10月29日(木)	10月30日(金)	11月 6日(金)
令和8年	11月20日(金)	12月 3日(木)	12月 4日(金)	12月 9日(水)
令和8年/9年	12月15日(火)	12月24日(木)	12月25日(金)	1月 8日(金)
令和9年	1月20日(水)	2月 1日(月)	2月 2日(火)	2月 5日(金)
令和9年	2月19日(金)	3月 4日(木)	3月 5日(金)	3月10日(水)
令和9年	3月19日(金)	4月 5日(月)	4月 6日(火)	4月 9日(金)

※申請締切日は原則として毎月20日(土日祝日の場合は12月を除き直前の平日)です。締切日の1週間前までにご相談くださるようお願いいたします。

※総会の対象となるのは農地の権利移動、市街化調整区域の農地転用等に関する申請です。市街化区域の転用届は随時受け付けしています。

※開庁時間は午前8時30分から午後5時15分まで。書類の確認に30分程度かかりますので、余裕をもってご来庁ください。

STOP! 違反転用

農地の転用には農業委員会への許可申請又は届出が必要です。ご不明な場合は農業委員会へご相談ください。

◆編集委員 関根勝敏
◆編集委員 砂川晴彦
◆編集委員 編山員
◆編集委員 深田敬子
◆編集委員 伊藤透之
◆編集委員 友野博之



◆農地利用状況調査を実施します◆

○農業委員会では、毎年8月頃に農地利用状況調査を実施しています。

○遊休農地を確認後、所有者へ意向調査を行い、今後の耕作の意思や農地中間管理機構への貸付希望等を確認しています。

○農地の所有者は農地を適正に管理する義務があります。調査へのご理解、ご協力をお願いします。

◆農業委員辞任のお知らせ◆

富勢地区の遠藤秀生農業委員が令和8年4月24日付けで辞任されました。

在任中は、多大なるご尽力を賜りました。ここに深く感謝申し上げます。

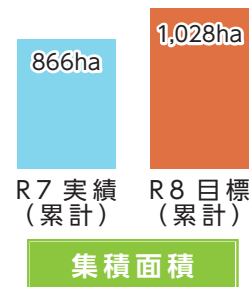
令和8年度最適化活動の目標

農業委員会は、「農地の集積」、「遊休農地の解消」、「新規参入の促進」といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施しております。

柏市農業委員会では、令和8年度最適化活動の目標を次のとおり設定しました。

農地の集積

効率的かつ安定的な経営を営む者が農地を購入したり借り入れることで、経営可能な農地面積を増やします。



遊休農地の解消

耕作されていない農地を適切な状態に改善します。

17.8ha

既存遊休農地
目標解消面積

新規参入の促進

農業への新規参入を促進します。

3.0ha

目標面積

※新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積

「ちばエコ農産物」の認証について

千葉県では、平成14年から「ちばエコ農産物」の認証制度を実施しています。

この制度では、通常の栽培方法と比べて、化学合成農薬と化学肥料の使用量を半分以下に減らした栽培に取り組む産地を「ちばエコ農業産地」として指定しています。

さらに、これらの産地などで生産された農産物のうち、基準を満たしたものを「ちばエコ農産物」として千葉県独自に認証しています。

この取組により、農業が自然環境に与える負荷を減らし、持続可能な農業を推進するとともに、消費者に安心な農産物を提供することを目指しています。

制度の詳細や、申請方法につきましては、千葉県東葛飾農業事務所(TEL: 04-7143-4121)までお問い合わせください。



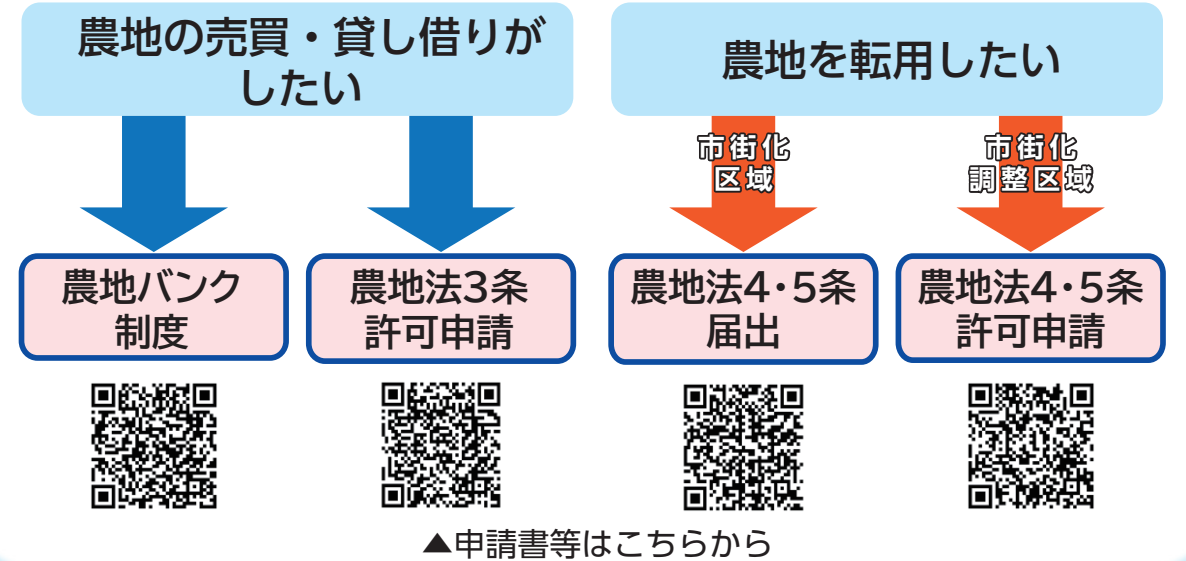
「ちばエコ農産物」認証マーク

農地の転用・売買・貸し借りを

考えているみなさまへ

農地の転用・売買・貸し借りには許可申請等が必要です

事前に農業委員会事務局へご相談ください。



農業者年金加入のご案内

農業者年金は次の3つの要件を全て満たす方ならどなたでも加入できます

年間60日以上農業に従事している

国民年金の第1号被保険者※

60歳未満の方

自分の名義の農地を所有していなくても加入することができます。税制面での優遇や保険料の補助制度など、多くのメリットがある農業者年金に加入して、将来に備えましょう。

農業者年金に関する情報を農業者年金基金のHPで公開しています



▲加入の流れ



▲オンラインセミナー

※国民年金の保険料納付免除者、国民年金基金加入者、個人型確定拠出年金(iDeCo)加入者を除く。